

2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】保険年金課

本市の国保税賦課割合は、所得割・資産割(応能割)と均等割・平等割(応益割)を約7:3の割合で賦課しております。税率につきましては、国民健康保険制度の維持と税負担の公平性の観点等を考慮して検討してまいります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】保険年金課

本市では、子どもの均等割負担につきましては、多子世帯に対する減免措置として第3子以降の均等割額を免除する独自減免制度を実施しております。子どもの均等割額の廃止につきましては、引き続き全国市長会等を通じて、国へ要望してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】保険年金課

法定外繰入につきましては、埼玉県国民健康保険運営方針におきまして、決算補てん等目的の一般会計繰入は解消すべき赤字と定義しております。継続的な国保運営をしていくためには、一定程度の繰入を行うことは必要と考えておりますが、国保税の軽減を目的とした繰入は困難と考えております。

(2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年のアンケート結果では滞納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】保険年金課

当市におきましては、平成26年4月1日より富士見市国民健康保険税減免取扱要綱を制定しております。基準としましては、現金・収入等の要件を緩和し、生活保護基準の最大1.3倍まで減免の対象を拡大しております。今後につきましては被保険者の事情等を考慮し、適正に判断していきたいと考えております。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】保険年金課

当市におきましては、基準を被災(損害)の程度としております。今後につきましては、被保険者の担税能力等を考慮し、適正に判断していきたいと考えております。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】保険年金課

窓口一部負担金の減免については、平成27年4月1日に富士見市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の事務取扱要綱を制定し、生活保護基準の1.2倍までの収入の方の入院医療について、減免を行うこととしております。今後も被保険者の事情等を考慮し、適正に判断していきたいと考えております。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】保険年金課

他市の申請書を参考にし、より簡便にできるよう検討してまいります。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】収税課

滞納者の生活状況、収入状況等を総合的に勘案した上で、納税相談を行い、個々の状況に応じた納税計画を立てていただいております。生活支援につきましても、福祉課や生活サポートセンター等の関係部門へご案内しております。

② 滞納処分にあつては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】収税課

法に基づき、滞納者の生活の維持に必要な財産、社会保障制度に基づく給付などの差押禁止財産や差押え禁止額に留意して差押えを行っております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018 年のアンケートでは資格証明書が 1,000 世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は 4,000 世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害さ

れることがあってはならないと考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】保険年金課

被保険者証の交付につきましては、法に則って交付しております。国民健康保険税の納付の無い方等につきましては、ご相談のあった方には収税課での納税相談を受けていただくようご案内させていただいております。

② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】保険年金課

短期証につきましては、収税課で納付相談をしていただきたい方につきましては、郵送ではなく、窓口にお越しいただくようご案内する場合があります。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】保険年金課

本市における資格証明の発行については、現在1名の方が対象者となっておりますが、その発行については、平成19年度が最後となっております。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

【回答】保険年金課

富士見市国民健康保険運営協議会では、「富士見市審議会等の設置運営に関する指針」に基づいて委員構成を決めており、被保険者からも委員を選出しております。

また、被保険者代表のうち1名を公募しております。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】保険年金課

富士見市国民健康保険運営協議会では、会議開催の周知や会議の公開等を行っております。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】保険年金課

本市における特定健康診査につきましては、富士見市・ふじみ野市・三芳町の2市1町及び東入間医師会にて協議を行い実施しております。特定健診の本人負担をしていただくことにより、健康意識を持っていただくこと、また、特定健診への受診率向上等に向けた取組みに活用させていただきたいと考えております。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】保険年金課

本市における特定健康診査につきましては、富士見市・ふじみ野市・三芳町の2市1町及び東入間医師会にて協議を行い実施いたしております。健診項目につきましては、近隣の状態と比べて遜色のないものと考えておりますが、見直しについては、国の指針を参考に、2市1町及び東入間医師会において協議を行い、対応してまいりたいと考えております

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】健康増進センター

保健師の増員については、事業計画に基づいた適正配置に向けて、人事担当と連携を取って進めています。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】保険年金課

保健予防事業に係わらず、個人情報の取扱いには十分留意しており、今後も変わりはありません。

2、 後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】保険年金課

本市においては、資格証明書発行の実績はありませんが、短期保険証については納付相談に応じていただけない方に対して折衝機会の拡大を図ることを目的に、広域連合の決定を受けて発行しています。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】健康増進センター

埼玉県後期高齢者医療広域連合による「生活習慣病重症化予防に関する受診勧奨」について、生活習慣病の重症化を予防することを目的として後期高齢者健康診査を受診した方のうち、生活習慣病につながる因子に係る検査項目の結果が一定基準以上の方を対象として受診勧奨を実施する事業があります。文書による受診勧奨のほか、特に重症化リスクが高い方については、市町村が電話や戸別訪問といった個別の介入を行い支援しております。

また、広域連合が実施する「健康長寿歯科健診の結果を活用したフレイル対策」についても、対象者には市町村が個別に介入を行い支援しております。

市では、保険年金課と健康増進センターで連携を図りながら、後期高齢者の保健事業と一般介護予防事業を一体的に進めていきます。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】保険年金課・健康増進センター

特定健康診査につきましては、富士見市・ふじみ野市・三芳町の2市1町及び東入間医師会にて協議を行い実施しております。特定健診の本人負担をしていただくことにより、健康

意識を持っていただくことや、病気の早期発見や生活習慣の見直しなど、ご自身の健康管理のために役立てていただく制度ですので、基本的には一定の負担をお願いしたいと考えております。また、現在の人間ドックの助成金は、近隣に比べましても遜色のない金額と考えますので、現行の水準を維持してまいりたいと考えております。

ガン検診、歯科検診につきましても、受診者の方に目的意識を持って受診していただくため、自己負担額を無料にする考えはありません。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1、 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】高齢者福祉課

介護予防・日常生活支援総合事業費を含む地域支援事業全体の費用につきましては、平成30年度は計画値 321,229 千円に対して、実績値は 287,399 千円であったため、計画値に対する執行率は 89.5%となりました。高齢者あんしん相談センターの人員に欠員が生じたことによる委託料の減額による執行残があったものの、概ね計画通りに推移していると認識しております。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】高齢者福祉課・健康増進センター

訪問型サービスAでの従事が可能となる「介護に関する入門的研修」が平成30年度から創設されたことを受け、市でも研修を実施し、10名が修了したものの、就業にはつながらなかったため、研修のあり方について再検討を行い、次年度以降に生かしたいと考えております。なお、継続して実施している介護職員初任者研修においても、有資格者の就労に向け、引き続き取り組んでまいります。

また、訪問型(通所型)サービスBにつきましては、住民主体による支援の類型であり、現在、生活支援体制整備事業において、地域の資源やニーズの把握を行い、生活支援コーディネーターとも連携しながら、研究を進めているところです。

市の一般介護予防事業は、健康増進センターが直営で実施しており、重視している事業としては2つあります。

1つ目は、集中型介護予防教室として開催している「はつらつ教室生活機能アップコース」です。この教室は、虚弱な高齢者を対象におおむね週1回を6か月間通い、運動器機能の維持向上と仲間づくりを目指すものです。送迎バスを運行しているため、市内全域から通うことができます。教室修了後には、地域の参加場所に通えるように、その方にあった活動

場所を紹介しています。

2つ目は、高齢者が身近な場所で運動と社会参加を継続するための拠点である「ふじみパワーアップ体操クラブ」を地域の中に増やしていく取り組みです。体操と介護予防の基礎知識を勉強したボランティア「パワーアップ・リーダー」を養成し、「パワーアップ・リーダー」を中心としてクラブを開設し、地域の高齢者が自主的に運営しています。クラブ数、参加者数ともに順調に増加しています。いずれも作業療法士と保健師で事業を展開しています。今後より多くの高齢者が介護予防に取り組むことができるよう、先進地に学んだ新しい事業展開も検討中です。

2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

- (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。

【回答】高齢者福祉課

要支援者などへの総合事業の介護予防・生活支援サービス事業については、平成31年4月1日現在、訪問型サービスは市内11(市の基準(サービスA)7、現行相当4)の事業所が、通所型サービスは市内19(市の基準(サービスA)12、現行相当7)の事業所が、それぞれ基準に基づきサービスを提供しておりますので、現行相当サービスが必要な方も利用することが可能となっております。

- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】高齢者福祉課

市の訪問型サービスAの単位数について、有資格者がサービス提供をした場合については、従来単位数と同じになるよう設定しております。

3、 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

- (1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】高齢者福祉課

高齢者が住み慣れた地域で、本人が望む自分らしい暮らしを最後まで続けるためには、これまでの日常生活上の活動をできるだけ維持することが必要です。そのために、本人や家族が、高齢者あんしん相談センターや介護支援専門員と話し合い、生活状況の中で難しくなってきた活動の要因を確認するとともに、医療や介護などの必要なサービスを利用しながら、自分でできることは維持していけるよう、総合的にケアマネジメントを実施することが重要であると考えております。

また、適切なサービス利用やケアマネジメントとともに、関係機関との連携、民間も含めた生活支援サービスの充実などに取り組んでいるところです。

(2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】高齢者福祉課

本市におきましては、認知症の方へのケアを早期に行うことを目的に、平成28年に「認知症初期集中支援チーム」を設置し、高齢者福祉課の介護職及び医療職、高齢者あんしん相談センター職員、認知症サポート医でチームを組んで、認知症の方やその家族の方への支援を行っております。認知症の方が抱える悩みや問題は様々で、問題が重症化・複雑化していることもありますが、チーム員が訪問や電話相談を通じて丁寧に関わり、チーム員会議で具体的な支援策を検討し対応しています。医療との連携も重要であり、早期に適切な受診につながるよう、医療機関との協議や受診同行等も行っています。

また、高齢者あんしん相談センターが、認知症の方やそのご家族、福祉や介護に携わる方、地域の住民などお茶を飲みながら気軽に相談し合い、交流できる場として、「オレンジカフェ」を市内6ヶ所で開催しており、認知症の方の家族にとって、地域の中で気軽に悩みを出し合い、支え合える場となっており、参加して良かったとの感想をいただいております。

(3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】高齢者福祉課

市内では、平成29年4月より、1事業所においてサービス提供が開始されており、利用者数が増加しておりますが、利用定員には達していないため、地域でこのサービス利用が望ましい方に対し、周知を図って行くことが必要です。

一方、利用者にとって、この定期巡回が真に必要なサービスなのかどうかを判断することは難しいので、ケアマネジャーに適切に情報を提供するなど、より一層の連携に努めてまいりたいと考えております。

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

(1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】高齢者福祉課

介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の介護報酬改定により、月額平均1万円相当の処遇改善が実施され、市内のほとんどの事業所がこの処遇改善加算を算定しているところです。

また、今年10月の消費増税後には、公費 1,000 億円程度を投じた、特定処遇改善加算が創設される予定であり、勤続年数10年以上の介護福祉士について、月額平均8万円相当の

処遇改善が実施されるとのことから、当面は今後の国等の動向を注視してまいりたいと考えております。

働き方改革関連法の施行に伴い、有給休暇取得の義務化等の全事業者に義務付けられている項目につきまして、市所管の社会福祉法人等へ適切に周知するとともに、実地指導等の場で、従業者から直接話を伺うなど、法令遵守が行われているか、適宜把握に努めたいと考えております。

(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】高齢者福祉課

平成29年11月1日から、外国人技能実習制度の対象職種に介護職種が追加されましたが、現在までのところ、当市の事業所において活用したとの報告は受けておりません。

いただいたご意見も参考にしながら、今後の状況を注視してまいりたいと考えております。

(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】高齢者福祉課

平成31年4月に、厚生労働省が老人保健健康増進等事業の一環として策定した「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」が示されました。今後、介護事業所への実地指導等の場を通じ、本マニュアルの周知に努めるとともに、事業所から相談があれば、適切に対応してまいりたいと考えております。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】高齢者福祉課

特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護などの介護基盤の整備につきましては、高齢者保健福祉計画に基づき計画的に整備を進めており、第6期計画期間中に地域密着型の特別養護老人ホーム1カ所の整備を行いました。施設の増設は、待機者の減少につながるものの、保険料の上昇にもつながることから、第7期計画期間中での整備は予定しておりませんが、中長期的な視点に立ち、計画的な整備を行ってまいりたいと考えております。

なお、小規模多機能型居宅介護につきましては、市内の4事業所とも、登録定員に空きがあることから、利用者のサービス利用に支障はないものと認識しております。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】高齢者福祉課

特別養護老人ホームなどの利用者の負担軽減につきましては、負担限度額認定制度がございますので、適切に周知してまいりたいと考えております。また、相談の中でも必要な支援策を、関係機関と協議しながら対応しているところです。

(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】高齢者福祉課

特別養護老人ホームの新規入所者は、原則、要介護度3以上の高齢者に限定していますが、軽度(要介護1・2)の要介護者につきましてもやむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の関与の下、特例的に入所を認める考えが示されています。これまでもこの趣旨を踏まえて対応しておりますし、今後も継続してまいります。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と用途を教えてください。

【回答】高齢者福祉課

2018年度の保険者機能強化推進交付金は、15,398千円が交付されました。包括的支援事業や任意事業、生活支援体制整備事業等の地域支援事業全般に幅広く充当させていただきました。

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と用途を教えてください。

【回答】高齢者福祉課

2019年度の保険者機能強化推進交付金は、評価指標の見直しが予定されており、現在内容の詳細が示されていないため、交付金額を見込んでおりません。昨年度交付された15,398千円が一つの目安になると認識しておりますが、引き続き包括的支援事業や任意事業、生活支援体制整備事業等の地域支援事業全般に幅広く充当させていただきたいと考えております。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】高齢者福祉課

交付金の配点を加算するために市民や関係者に負担を強いるようなことはございませんが、市町村の自立支援・重度化防止等の取組みを支援するために創設されたものであるとの趣旨に鑑み、適切に対応していきたいと考えております。

7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】高齢者福祉課

第7期の第1号被保険者の介護保険料につきましては、計画期間中に必要となる介護給付費等を慎重に精査するとともに、介護保険給付費準備基金から4億円を繰り入れることで、上昇率を抑制しております。

また、第6期計画に引き続き、公費の投入による低所得者保険料軽減を実施しているところです。令和元年度におきましては、消費税の引き上げによる増収分を財源としまして、保険料段階が第1段階の方につきましては軽減の強化、第2、第3段階の方につきましては新たに軽減を実施する予定です。

なお、一般会計からの繰入による介護保険料の引き下げにつきましては、低所得者保険料軽減も含め、繰入割合等が法令において定められているものであることから、現行制度上は困難と考えます。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかのように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】高齢者福祉課

第7期計画においては、第6期計画に引き続き、保険料段階が第1段階の方につきまして、公費の投入による低所得者保険料軽減を実施しており、年額30,800円を年額27,700円に軽減しております。令和元年度においては、消費税が増税される予定であることから、その増収分を財源といたしまして、さらに第1段階の方の軽減率を強化するとともに、第2段階、第3段階の軽減を新たに実施する予定でございます。

また、富士見市介護保険料減免基準に基づき、災害やその他特別な事情による収入の激減などにより、突発的に負担能力が低下した方や、生活が著しく困窮している方を対象とし介護保険料の減免を継続して参ります。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】高齢者福祉課

市では、平成29年4月に富士見市債権管理条例を定め、適正な債権管理を進めているところであり、介護保険料の徴収につきましても、本条例及び法に基づき、負担能力があると判断できる滞納者に対しては差し押さえを実施しております。介護保険制度の保険者には、介護保険財政の責任主体として、負担の公平性の確保に努める義務があると考えますので、市といたしましては、今後におきましても滞納処分を継続して参ります。

ただし、滞納処分を実施するにあたっては、督促状や催告書等の通知に対し、何も応じていただけない方などで、預貯金額が一定額以上あることなどを条件としておりますので、負担能力が低い方につきましては、その方の状況に応じた納付の相談を受付けております。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】高齢者福祉課

第7期高齢者保健福祉計画では、「住み慣れた地域で、いつまでも生きいきと生活できる支えあいのまち」を基本理念とし、様々な施策を行っております。なかでも、介護予防の推進は、特に重要な施策であると認識しており、パワーアップ体操をはじめとした介護予防を推進し、自立支援・重度化防止につなげたいと考えております。

なお、本市では、被保険者数及び給付総額とも増加していることから、自立支援・重度化防止に資する取組みのさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】高齢者福祉課

市の単独支援策として行っている利用料の補助につきましては、非課税世帯等の要件に応じて、2分の1または4分の1の補助を行っております。第7期富士見市高齢者保健福祉計画におきましても、非課税世帯に対する利用料の補助、住宅改修費や福祉用具の購入費の立替払いが困難な方に対する「受領委任払い」などの低所得者支援策を継続しております。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】高齢者福祉課

これまでの高齢者虐待についての相談件数は、平成28年度34件、平成29年度14件、平成30年度35件となっており、相談や通報が入った際には、市と高齢者あんしん相談センターで連携して、実態把握やその後の支援などの対応にあたっております。

虐待の内容としては、子どもから親への暴力が最も多く、次いで夫から妻への暴力が多く認められます。虐待の多くは「やってはいけない」とわかってはいても、介護疲れなどから、つい手が出てしまうというもので、虐待する側も深い苦しみを抱えていることが多々見受けられます。

対応としましては、デイサービスやショートステイなどの介護保険サービスを導入または増やす等で、介護負担の軽減を図っております。場合によっては、当事者や家族と話し合い、施設入所をして虐待者と被虐待者を分離することもあります。

また、虐待する側が精神疾患を抱えていることも少なくありませんので、その場合はその方が医療につながるよう支援しています。いずれにしても、高齢者虐待については、被虐待者のみでなく虐待してしまう側への支援も重要であると考えて対応しております。

虐待防止への方策としては、介護者の負担を軽減することが有効であると考えており、介護保険サービスの利用により介護負担を軽減する他、介護者サロンやオレンジカフェなど、同じ悩みを抱えた者同士気軽に話し合える場のご利用も勧めていきたいと考えております。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】障がい福祉課

国の第5期障害福祉計画の成果目標である「平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする」に合わせ、第4期富士見市障がい者支援計画にも整備目標を掲げ、富士見市障害者施策推進協議会の相談支援部会において協議を行いました。

必要に応じ近隣の入所施設及びグループホームの職員にも参加していただき、協議を行い、全体会でも進捗が報告されたところです。今年度も引き続き、具体化に向けて協議を行うところです。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】障がい福祉課

今年度、具体的な協議が行われますので、予算の必要性の有無も含め協議を進めていくところです。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】障がい福祉課

体制整備の手法は地域の実情により様々です。どのような形が望ましいかについても、協議を進めてまいりますのでご理解をお願いします。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】障がい福祉課

これまでどおり、当事者が出席している協議会にも報告を行い、意見を伺いながら協議を進めてまいります。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成29年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

- ① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】
 - GH併設型
 - 単独型
- ② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】
- ③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】障がい福祉課

グループホームの入所希望者は、施設入所者と同様に相談により、障がい福祉課で把握しているところでございます。

- (2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】障がい福祉課

第4期富士見市障がい者支援計画に基づき、サービス事業者との連携を推進いたします。

- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】障がい福祉課

これまでと同様に、障がい者基幹相談支援センターを中心とした事業所と連携し、必要な支援を行ってまいります。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】障がい福祉課

身体障害者手帳等の所持者の高齢化が急速に進行する中、対象者及び助成額が大幅に増加し、本制度を維持していくことが難しくなることから、県に準じて実施をするものです。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】障がい福祉課

窓口払いの無い現物給付については、2市1町(富士見市、ふじみ野市、三芳町)で実施しているものです。(ただし、70歳以上で後期高齢者医療未加入の方及び後期高齢者医療に加入されている方は除きます。)

また、70歳以上で後期高齢者医療未加入の方及び後期高齢者医療に加入されている方の現物給付については、高額医療費の限度額が低い金額で設定されていることから、高額

医療費が発生しやすくなり、制度上単独での改善は難しいと考えます。今後も、領収書により請求していただくこととなりますので、ご理解をお願いいたします。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】障がい福祉課

精神障害者2級まで対象とすること、及び自立支援医療の精神通院公費の本人負担分を単独補助する件については、市としても限られた予算の中で、県の補助要綱に合わせて実施しておりますので、制度を拡充することについては、現時点では、難しいと考えております。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】障がい福祉課

本市では、障害者生活サポート事業を実施しております。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】障がい福祉課

利用時間の拡大につきまして、県の補助額が変わらず、限られた予算の中で制度を継続していかなければならないことから、拡大は困難と考えます。

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】障がい福祉課

県の基準では成人障害者への利用料軽減策が設けられていないことから、独自での軽減策は困難と考えます。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】障がい福祉課

補助額の増額や低所得対策を実施するよう県に対して要望を行います。

5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】障がい福祉課

両制度ともに、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳保持者のすべてが対象です。特に年齢制限はなく、介護者の付き添いや介護者運転についても支給対象としています。所得制限についても現時点で導入する予定はありません。

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】障がい福祉課

制度の全県一律制度に向けての県への要望でございますが、実施も含め市町村の独自事業となっておりますので、隣接市町との一律化も含め、難しいものと考えております。

6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

【回答】福祉課

災害基本法により、災害時に自力で避難することが困難で、避難の際に特に支援を要する者についての名簿(避難行動要支援者名簿)作成について規定されていますので、同法に基づき、名簿の整備を進めてまいります。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】安心安全課

災害時の避難につきましては、地震等の発生直後は距離の長い移動においては危険が伴うことから、まず最寄りの避難所に避難をしていただきます。避難後、そのまま避難所生活をせざるを得なくなった方の中で、ベッドや支援体制など福祉的支援が必要な方について福祉避難所へ移動していただく流れとなっております。

福祉避難所については、施設自体の被害状況や受け入れ人数、支援者等の体制等を確認したうえで移動していただくことから、直接福祉避難所へ避難する仕組みとしておりませんのでご理解ください。

- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】安心安全課

災害備蓄につきましては、避難所避難者用に3日分の備蓄を市と県で整備し、自宅等での避難に対しては、各家庭において3日以上備蓄をしていただくよう周知を図っております。

震災規模により震災後3日間以上流通等への影響で店舗等に物資が不足する場合がありますが、その場合は国へ支援要請をすることとなっております。

さらに直接災害支援物資を要請できるよう、様々な地方の市や事業者と物資協定を締結しているところでございます。

- (4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】福祉課

まずは、要支援者本人の同意の有無(本人の意思への配慮)や名簿情報の漏えいの防止策等を研究してまいりたいと考えております。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】保育課

平成31年4月1日現在、本市が入所保留通知を発送している児童数は、98人です。

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】保育課

本市の認可保育施設における平成31年4月1日現在の年齢別の受け入れ児童総数は、次のとおりです。

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
159	366	408	381	360	348	2,022

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】保育課

待機児童対策としてこれまで、認可保育所や小規模保育施設の新設をはじめ、認定こども園に移行する幼稚園による低年齢児保育所の開設、認可保育所の増改築等の施設整備を行っています。今年4月にも、認可保育所と小規模保育施設の新設により、定員を124人増やしたところです。今後につきましても、認可保育所を含めた保育施設整備を検討してまいります。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】保育課

保育施設における障害児の受け入れについては、障害児保育を実施する保育施設において、集団保育が適切に実施できる範囲で実施しています。今後も引き続き、各保育施設に対して障害児保育の実施への協力を求めています。

なお、障害児保育に関する県補助金に市独自で上乗せを行い、障害児1人当たり月額6万円の補助を行っています。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】保育課

そのような計画はありません。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】保育課

保育士の処遇改善については国でも実施しておりますが、市としても民間保育園に対し、市単独で、保育士職等給与調整事業補助金(正規職員 18,000 円/月、臨時職員 9,000 円/月)や職員処遇改善事業補助金(35,000 円/年)といった補助を継続実施することで保育士の処遇改善に取り組んでおります。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である 0 歳～2 歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により 3 歳児以降の給食食材料費(副食費)が保育料から切り離され実費徴収化されます。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】保育課

給食食材料費(副食費)は、従来は保育料の一部として徴収されていましたが、「無償化」以降は実費徴収するものとされています。

ただし、現時点では詳細が示されておりませんので、今後、国や県の情報や他市町村の動向を踏まえ、対応を検討してまいります。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5 年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】保育課

認可外保育施設に対しては、毎年児童福祉法に基づく立ち入り調査を実施し、またその際に研修受講についても指導をしています。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】保育課

保育所の統廃合等は、現在のところ予定はありません。

育児休業取得に係る上の子の取扱いについては、条件付きで引き続き在籍を認める現状の取扱いを変更する予定はありません。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするため

に、また「1支援の単位 40人以下」「児童1人当たり 1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】保育課

放課後児童クラブの施設整備につきましては、小学校在籍児童数の推移や保護者の就労に伴う放課後利用率の状況などを踏まえて計画的に整備を進めており、平成22年度以降、待機児童は発生しておりません。最近では平成29年度につるせ台第2・第3クラブ(2階建て)の整備を行いました。

また、入室児童数が多く、既存施設だけでは手狭になるクラブについては、体育館や特別教室などを借用し、児童の生活スペースを確保しております。

今後増加が見込まれる放課後児童クラブにつきましては、教育委員会や学校長と情報を共有しながら、小学校の余裕教室の活用等による対応を検討してまいります。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員(放課後児童支援員)の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町(63市町村中59%)、「キャリアアップ事業」で23市町(同37%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】保育課

放課後児童支援員及び補助員の処遇につきましては、国・県の交付金を活用して平成26年度から補助事業を実施しており、平成31年度から常勤職員については前年度比3,000円増の月額25,000円、臨時職員については同1,000円増の月額6,000円の上乗せを実施しております。

職員数につきましては、「支援の単位」ごとに国の基準を上回る数の職員を配置し、子どもたちの安全・安心な生活を確保しています。

また、指定管理者の提案に基づき、市内の放課後児童クラブに南北2ブロック体制を敷き、それぞれにブロック副管理者を置くことで、効率的な管理運営を行っています。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】保育課

今後の国の動向や指針の内容変更などを注視しながら判断してまいります。

市といたしましては、今後も、児童が放課後児童クラブで安心・安全に過ごすための、生活の場の確保に取り組んでまいります。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】子育て支援課

富士見市では、平成22年10月診療分より入院・通院ともに中学校3年生のお子さんまで、医療費の無料化を実施してまいりました。さらに、平成24年10月診療分からは、富士見市・ふじみ野市・三芳町の医療機関で受診した際の窓口払いを廃止し、受診しやすい環境を整え、子どもの健康増進と保護者の経済的負担の軽減を図っております。現時点では18歳まで拡大する予定はありません。

(2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】子育て支援課

事業実施に係る県からの補助対象年齢は就学前までとしており、現実の制度とはかけ離れている状況であるため要望を行っております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1、生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

(1) 「しおり」には、①憲法第25条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則14日以内、長くとも30日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】福祉課

生活保護のしおりにはご指摘の権利等について明記しておりますが、今後も内容を随時精査し、より分かりやすい内容となるよう努めてまいります

(2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】福祉課

生活保護の相談に来られた方には、制度について誤解のないよう、本人が必要ないと言わない限り、必ずしおりを用いて説明を行っております。また、市のホームページや市民便利帳などに生活保護のことについて掲載し、周知を図っております。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】福祉課

生活保護の相談があった方には、生活保護の制度説明を行った上で申請の意思を確認し、申請の意思があった方には申請書を交付し、適正に受理しております。

3、 保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】福祉課

保護変更決定通知書は、内容が複雑な場合や本人から要望を受けた場合等は丁寧に説明をさせていただきますので、今後もこのような対応を継続していきたいと思っております。

4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われなことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】福祉課

ケースワーカーの人数は、今年度一名増員されたため、標準数を確保しています。また、全ケースワーカーが社会福祉主事の資格を有しており、社会福祉士、精神保健福祉士も配置されております。

内部、外部の研修も重ねており、受給者や相談者の方々に対し、丁寧かつ適切な対応ができるよう今後も努めてまいります。

5、 埼玉県の外法援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。

外法援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】福祉課

修学旅行準備金については、富士見市内の小中学校の修学旅行の日程を確認し、ケースワーカーから対象となる世帯には手続きを取るよう案内しております。また、福祉課からのお知らせでも案内しております。

なお、制服買替費用については平成30年度を持って廃止となっております。

6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どもがいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41.1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送

された人は全国で 54,220 人、埼玉県内は 3,316 人と全国 4 番目の多さですが、死亡した人は 12 人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】福祉課

日常生活において、通常予測される生活必需品は生活費の範囲で賄われるものと考えております。その範囲で賄いきれない場合は、福祉資金の利用を案内しております。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】福祉課

平成27年度から生活困窮者自立支援事業の相談支援事業及び学習支援事業を実施しております。相談支援事業については、開始初年度に開設された生活サポートセンター☆ふじみにおいて行っており、生活に困っている市民が気軽に生活サポートセンターへ相談できることにより、必要に応じて生活保護申請にもつながっていると考えております。

また、学習支援事業については、開始当初は1箇所で行っていましたが、平成29年度からは2箇所に拡充しております。

いずれの事業につきましても、教育委員会を含む庁内関係部署や社協等外部の機関とも連携して運営しております。